岩手県公安委員会告示第3号

口頭により開示請求をすることができる個人情報(平成18年岩手県公安委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。 平成27年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 高 橋 真 裕

改正前					改正後			
ロ頭により開示請求をするこ ロ頭により開		口頭により	口頭により開示請求をするこ 口頭により開		口頭により			
とができる個人情報の内容		示請求をする	開示請求を	とができる個人情報の内容		示請求をする	開示請求を	
事務の種類	開示する内容	ことができる	することが	事務の種類	開示する内容	ことができる	することが	
		期日又は期間	できる場所	事伤の性類		期日又は期間	できる場所	
[略]				[略]				
警備員指導教	[略]		<u>警察本部生</u> 活安全部生	警備員指導教	[略]		警察本部生	
育責任者講習			活安全企画	育責任者講習			活安全部生	
修了考査			課	修了考査			活環境課	
[略]			<u>I</u>	[略]			<u> </u>	
猟銃等取扱講	[略]			猟銃等取扱講	[略]			
習(銃砲刀剣				習(銃砲刀剣				
類所持等取締				類所持等取締				
法(昭和33年				法(昭和33年				
法律第6号)				法律第6号)				
第4条第1項			警察本部生	第4条第1項				
第1号の規定			活安全部生	第1号の規定			,,	
による猟銃又			活環境課	による猟銃又				
は空気銃の所			10 來免床	は空気銃の所				
持の許可を受				持の許可を受				
けようとする				けようとする				
者に係るもの				者に係るもの				
に限る。)修				に限る。)修				
了考査				了考査				
[略]				[略]				
土 コムマナタハ・コ	 は、下線の部分で	· + 7						